

	施策の事項	現状・課題	対応
1	事業者の自主的衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全条例の基本理念の一つとして「事業者責任を基礎とする安全確保」を掲げ、自主的な衛生管理の推進を事業者の責務として規定 ・ 自主的な衛生管理は、都民から見えにくく、評価される機会が乏しいことから、都では、「自主的衛生管理認証制度」を本年1月から開始しているが、現時点で対象が病院、社会福祉施設などにおける「集団給食施設」の他「豆腐製造施設」の2業種にとどまっている ・ 国においてHACCPシステムの承認制度である総合衛生管理製造過程を設けているが、対象業種が製造業の中でも限定されており、また、中小企業では対応が困難 ・ 生産者を含め、事業者に衛生管理について動機づけを行い、自主管理への取組みに自覚を持たせることが必要 	<p>事業者の自主的衛生管理に対する取組が客観的に評価され、事業者の社会的信頼が向上するような仕組みをより多くの業種を対象に構築</p> <p>事業者及び事業者団体が自治指導活動など自主的な衛生管理体制を整備するために必要な支援を実施</p> <p>生産段階においてもHACCPの考え方を導入した衛生管理手法の導入など、自主管理に向けた取組のきっかけづくりを進める</p>
2	生産から消費に至る各行程での情報の記録等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の仕入れ・販売等に関する記録とその保管は、事故発生時等の原因究明や消費者への情報提供のため必要 ・ 国産の牛肉については、記録の作成、保管、伝達が法で義務づけられているが、その他の食品については個々の事業者の取組に委ねられている ・ 食品衛生法において、事業者は仕入れ・販売に関する記録の作成と保存に努める旨が規定されているが、その取組については施設ごとに差がある 	<p>法に基づく義務やトレーサビリティ等の導入に対する国の支援策などについて普及</p> <p>記録の作成・保管について、その実施に向けた指導を強化</p>
3	事業者に対する技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全基本法の制定、食品衛生法の抜本的改正など、食品の安全に関連する法の改正が頻繁に行われ、制度等の内容が分かりづらくなっている ・ また、生産段階においては新たな農薬や動物用医薬品の開発、高病原性鳥インフルエンザの発生などに事業者が対応するための情報提供が必要となっている ・ 製造・加工技術や検査技術が複雑・高度化し、適切な衛生管理には、常に新しい技術・知識が必要 	<p>法制度の概要、法改正の内容等について事業者へ分かりやすく普及</p> <p>農産物の安全確保や家畜の感染症発生に対応した生産技術の普及</p> <p>食の安全確保のため新しい製造・加工技術等の普及、相談</p> <p>食品製造、加工、販売施設等で安全管理の核となる人材の育成</p>

生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

	施策の事項	現状・課題	対応
1	情報の収集、整理、分析及び評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事後対応型の対策から脱却するため、国では食品安全基本法に基づき内閣府に「食品安全委員会」を設置し、リスク評価を一元的に実施 しかし、すべての食品、危害原因物質に対してリスク評価を行うことは不可能 都では、未然防止・拡大防止の観点から、都民に身近な自治体として「現場の情報」をいち早くキャッチし、これを分析して、大消費地である東京の地域特性に応じた施策を実施することが求められる 	<p>さまざまな情報収集、調査等を通じて、食品の安全に関する情報を幅広く収集</p> <p>収集された情報を科学的に分析し、その結果を重点的な監視指導や国への提案要求など具体的な施策へ反映し、健康への悪影響を未然に防止</p>
2	食品等の生産から販売に至る監視、指導等	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全確保については、様々な法令等が関係しており、それを所管する部署も法令ごとに設置されている 食品の安全確保は、その生産から販売に至るすべての段階（フードチェーン）で適切に実施されることが必要 特に大消費地であり、食品流通の拠点である東京の地域特性に対応した監視指導体制が必要であることから、特別区と連携し、都内全域をカバーする広域的・機動的な監視指導体制を整備 	<p>関係各局の連携によりフードチェーン全体を網羅した監視指導や検査を推進</p> <p>特別区との連携により、広域に流通する食品の安全に係る事件・事故等に的確かつ迅速に対応できる機動的な監視指導を推進</p>
3	食品表示の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示に関連する法律は、食品衛生法以外にもJAS法、健康増進法、薬事法、景品表示法など多岐に渡り、表示すべき事項をきれなく遵守させることが困難 都民にとって食品表示は、食品の選択する際の重要な情報源である 	<p>食品の表示に関する指導を関係局が連携を強化し、法、条例等に基づく適正表示に向けた指導を徹底</p> <p>都民にとって分かりやすい表示方法の普及</p>
4	緊急時の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 流通の大規模化、広域化などにより、食品に関連する事故等も大規模化、複雑化する傾向にあり、予測困難な事態が発生する可能性が高まっている こうした事態に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携協力体制など、危機管理対応が不可欠 	<p>大規模食中毒やBSE発生時の対応マニュアルを整備してきたが、新たな知見や情勢の変化に対応したマニュアルを整備し、訓練などの検証を通じてその改定を実施</p> <p>卸売市場における危機管理マニュアルの制定並びに安全・品質管理者による危機管理体制の構築</p> <p>予測困難な事態に迅速・的確に対応するため、推進調整会議の緊急会議を活用した関係各局の連携協力体制を整備</p>

関係者による相互理解と協力の推進

	施策の事項	現状・課題	対応
1	教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の相互理解と協力のためには、食の安全に関する十分な知識と理解が必要 都民が求める正確な情報を必要とするときにいつでも得られるようにすることが必要 	<p>様々な広報媒体を通じた情報の提供、普及啓発の実施地域、学校（社会福祉施設を含む）家庭などあらゆる機会を捉えて食品の安全に関係する食育を推進</p> <p>自主的な学習に取り組む都民へ、学習場所の提供などの支援</p>
2	事業者による情報公開の促進	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全について都民の関心が高まる中で、生産等の履歴が明確な食品に対する安心感が高まっている 都民の事業者に対する信頼向上と相互理解に向け、遵法経営の一環として食品の安全に関する情報の積極的な公表が求められている 	<p>事業者が所有している生産情報や自主回収などのリスク情報を広く都民に提供する仕組みを構築</p>
3	情報の共有化、意見の交流等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるためには、食品の安全に関する共通認識の醸成が必要 共通認識の醸成には、関係者間で情報を共有化し、意見の相互交流を図ることが前提 都はこれまでも食品保健懇話会の開催など取り組みを行ってきたが、意見の交流等をさらに充実させることが必要 	<p>様々な主体の組み合わせや手法による情報、意見の交流を推進</p>
4	都民・事業者の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるためには、科学的な評価を踏まえるとともに、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施することが必要 都民・事業者の意見を広く集め、それを的確に施策へ反映させていく様々な仕組みが必要 	<p>各種審議会を通じた意見の聴取、施策への反映</p> <p>食品についても、引き続き「都民の声」制度や消費生活条例に基づく都民からの「申出制度」を活用</p> <p>苦情・相談など日常業務を通じた意見聴取</p>

安全を確保する施策の基盤づくり

	施策の事項	現状・課題	対応
1	基盤となる調査研究・技術開発	<ul style="list-style-type: none"> 新たな農薬や添加物など化学物質の開発、ノロウイルス食中毒の増加など、食品の安全に関するリスクが多様化・複雑化している中で、科学的な根拠をもって対策を講じることが求められている。 こうした科学的根拠を得るためには、検査・分析方法の開発や食中毒の死滅温度の解明など、安全確保対策の基礎をなす研究・技術開発の推進が求められている 	<p>検査法が確立されていない物質等の検査法の開発 現在の検査法について、より迅速により精密な検査結果が得られるような改良 食中毒のリスクを軽減するような製造・加工方法の開発 土壌中のドリリン系農薬の分解手法の検討</p>
2	区市町村、国等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 都内で消費される食品のほとんどは都外で生産・製造されたもの 違反処理等において他の自治体との連携は不可欠 都内の基礎的自治体である区市町村との連携も不可欠 	<p>首都圏等の近隣自治体との定期的な会議の開催 違反処理等を通じての連携の強化 必要に応じて国への提案要求</p>